

# 会津美里町行政手続における押印の見直し方針

## 1 趣旨

今般の新型コロナウイルス感染症への対応として、可能な限り人と人との接触を減少させるため、国では、令和2年7月8日には、内閣府、内閣官房、規制改革推進会議及び4経済団体において、緊密な連携の下、官民一丸となって押印見直しに向けた取組を推進することが宣言され、また、骨太の方針2020においても「書面・押印・対面を前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続できるリモート社会の実現に向け、全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるように見直す」こととされている。

そこで、会津美里町における行政手続の簡素化及び住民の利便性の向上を図るため、個人、事業者及び職員が行う申請手続等において、住民等に求めている氏名欄の認印(個人における登録された実印又は法人における登録された代表印以外のもの)の押印について、次の判断基準により見直しを実施する。

なお、法令(法律、政令及び省令をいう。)及び条例、規則、告示、訓令(以下「例規」という。)において押印を求めることが規定されていないものについては、原則、押印を求めないものとするとともに、法令及び例規で押印を求めることが規定されているものについても、押印の種類や行政手続等の内容・目的・趣旨等を踏まえた上で、可能な限り、押印がなくても書面を受け付けるものとする。また、認印での押印については、原則全て廃止する。

## 2 押印の見直し方針・基準

住民等が行う行政手続上の書類について、押印を求める根拠ごとに手続を分類したうえで、求める押印の種類や手続の内容・目的等に鑑み、「押印を求める意味」、「趣旨の合理性」、「代替手段の可否」の視点から押印の見直しを行うものとし、次の押印の見直し基準に該当する場合には、押印を求めないものとする。なお、認印については、押印が求められている趣旨に対する効力が極めて限定的であることから、原則全て廃止する。

- (1) 法令・例規の条文、法令・例規の様式のいずれにも押印を求める根拠がないものは、押印を求めないものとする。
- (2) 法令・例規の条文で押印を求めることが規定されておらず、法令・例規に規定する様式にのみ押印欄がある手続は、登記印・登録印を求めているなど特段の事情がない限り、基本的に押印を求める積極的意味合いが小さいと考えられることから押印を求めないものとする。
- (3) 法令・例規の条文で押印を求めている手続や、法令・例規の様式にのみ押印欄がある手続であって、押印の種類、行政手続の内容・目的・趣旨に照ら

して、押印を求める積極的意味合いが大きいと認められる事情（合理的な理由があつて登記印・登録印を求めている等）が求められる手続においても、押印が求められている趣旨に照らして、押印を求める合理的理由が認められない場合は、押印を求めないものとする。

- (4) 法令・例規の条文で押印を求めている手続であつて、押印が求められている趣旨に照らして押印を求める合理的理由が認められない場合においても、他の手段により押印が求められる趣旨を代替可能なものは、押印を求めないものとする。

※ 押印の見直しに伴い押印を廃止した行政手続上の書類に、住民等が押印することを妨げるものではありません。

※ 記名とは、本人が手書きするのではなく、印刷・ゴム印・代筆等により氏名を記すこと。

### 3 押印が必要なもの

- (1) 国及び県の法令・例規・通知等により押印が義務付けられているもの
- ア 国や県が押印欄のある様式を定めている場合で、押印が義務付けられているもの
  - イ 国や県が押印欄のある様式を定めている場合で、登録印及び登記印での押印が義務付けられているもの
  - ウ 国及び県の法令・例規・通知等により押印が義務付けられているものに基づく委任状、請求書、領収書等
- (2) 提出者の登記印・登録印による押印を要するもの（登記印・登録印との印鑑照合を行うなど押印に合理的な理由がある場合に限る。）
- (3) 地方自治法第 234 条第 5 項の規定により記名押印を義務付けられている契約書等
- ア 契約書には協議書、覚書等で双方が記名押印を行う契約書としての性質を備えているような場合を含む。
  - イ 契約書に基づく請求書  
(契約書に基づく納品書、完了報告書等は除く。)
  - ウ 入札書（委任状を含む。）、見積書その他契約事務に関するもの  
(その他契約事務は、会津美里町財務規則第 96 条に規定する契約書によらない契約に基づく請書、納品書、完了報告書、請求書等)
- (4) 金銭の請求又は受領に係るもの
- (5) 本町以外の組織・団体から押印が義務付けられているもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、提出者の権利を制限し、若しくは提出者及びその関係者に義務を課し、又は不利益を生じる恐れがある事項に係るもの

## 4 その他

### ○ 本人確認・文書作成の真意確認の考え方

国では、今回の押印見直しに係る考え方として、実質的証拠力や文書の証拠価値は、押印にのみよって評価されるわけではなく、文書の成立経緯を裏付ける資料などの証拠全般により判断されるものであって、形式的証拠力の観点からも押印による推定(文書の真正性(民事訴訟法第 228 条))は限定的であるという見解が示されている。

また、文書作成の真意の確認のための押印は、本人確認がなされている場合には、三文判が自由に手に入る社会において、あまり意味をなさないと言われている。

よって、文書作成の真意確認は、本人確認を経た申請がなされれば良いと考えられている。

### ○ オンライン化による本人確認の手法を検討する際の基本的認識

国では以下の点に示した認識に立ち、不要な押印を見直すとともに、行政手続のオンライン化に取り組むことが必要であり、例えば、認印による押印は、基本的に身元確認がなされていないものであり、現在まで紙による場合は認印で良いとされていたにもかかわらず、オンライン化する際には、十分な理由なく厳格な本人確認を求めることのないように留意するべきであるとしている。

- ・ 本人による押印がされたと認められることによって文書の成立の真正が推定され、そのことにより証明の負担は軽減されるものの、相手方による反証が可能なものであって、その効果は限定的である。
- ・ 形式的証拠力を確保するという面からは、本人による押印があったとしても万全というわけではない。そのため、テレワーク推進の観点からは、必ずしも本人による押印を得ることにこだわらず、不要な押印を省略したり、「重要な文書だからハンコが必要」と考える場合であっても、押印以外の手段で代替したりすることが有意義であると考えられる。
- ・ 押印されたものが実印でない(いわゆる認印である)場合には、印影と作成名義人の印章の一致を相手方が争ったときに、その一致を証明する手段が確保されていないと、成立の真正について「二段の推定」が及ぶことは難しいと思われる。そのため、そのような押印が果たして本当に必要なのかを考えてみることに有意義であると考えられる。